

「憲法というものは権力の乱用を防ぐもの、国家権力を縛るもの、国民の権利を権力からまもるものだ」。彼は弁護士ですからこうゆう立憲主義的な考え方の一応持っているようです(ただし、弁護士にとって最も大切な人権意識はゼロ)。

立憲主義の考え方、例えばフランス人権宣言、第1条、「人は自由かつ権利において平等なものとして生まれ、かつ生存する。社会的差別は共同の利益に基づくものでなければ設けられない」。第2条、「すべての政治的結合の目的は人の、時効によって消滅することのない自然的な諸権利の保全である。これらの諸権利とは自由、所有、安全及び圧制への抵抗である」。第16条、「権利の保障が確保されず、権力の分立が規定されないすべての社会は憲法をもつものではない」と規定しています。これは明らかに立憲主義に基づいてフランス人権宣言が作られたし、その後フランス憲法が作られた。イギリス(但しイギリスには憲法典は存在しない。権利章典など憲法に関連する法律で対応)でもそうですし、アメリカの独立宣言、日本国憲法、いずれもこうした考え方に基づいて作られました。アメリカの独立宣言は、1776年にイギリスから独立した時に出されたものですが、この中で、「我々は自明の真理としてすべての人は平等に作られ創造主によって一定の奪い難い天賦の権利を賦与され、その中に生存、自由、幸福の追求を含まれる侵すべからざる権利を与えられている。これらの権利を確実なものにするために人は政府という機関を持つ。その正当な権力は被統治者の同意に基づいている。いかなる形態であれ、政府がこれらの目的にとって、破壊的となるときにはそれを改め、または廃止し、新たな政府を設立し、人民にとって安全と幸福をもたらすものに最もふさわしいと思える仕方でその政府の基礎を据え、その権力を組織することは人民の権利である」と述べています。アメリカ合衆国の憲法はこれに基づいて作られている。ところが自民党の憲法改正草案は、Q&Aを読みますと、天賦人権主義は今回はずしますと言っています。どの国も憲法が保障している人権保障のよって立つ天賦人権的な考え方方が自民党の憲法改正草案は全て廃止することで立憲主義に反する憲法を作ろうとしている。表面的には今の日本国憲法にある基本的人権の保障、平和主義や国民主権主義の原則を守りますと言っておきながら、基本原理である人権を支えている天賦人権主義的な考え方方は廃棄すべきだというのは、明らかに矛盾する。立憲主義に反する憲法を作ろうとしている。一体そういう憲法はありうるのかということです。

④ 私は85歳6月になる。16歳の時に陸軍少年兵に志願して、17歳のときに戦争は終わった。戦争体験者なのです。血を流して生き死にを体験した人が戦争体験者だと思っていました。僕と一緒に入った800人は1人も死んだ者はい

なかつたが外地に行かなかつたからです。半年早く入った人は約300人が潜水艦の襲撃で台湾に行かない前に死にました。横浜で育つた者ですが、昭和19年5月29日にB29爆撃機500機、P51戦闘機100機の来襲で大都市がまる焼けになつた。焼け跡で、壕を掘つて焼けばっかりの木で柱を立て、焼けタンで屋根を作つて住むところを作つたが、着る物、食う物はなかつた。雨が降れば雨がもる状況でした。天災は忘れたころにやってくると言いますが、戦争のことを良く知つてゐる人間がいる間はこういう政治状況は出ないのでですね。戦争を経験して戦争を指導する立場でいた人間が大勢いるから、とうぜんそういう連中は簡単に戦争やりたくないという気持ちを表さないのだけれども、戦争経験した人間が大勢いる時にはそういうことを一切言えないんですね。それが最近になって言えるということは戦争を全く知らない人が増えていると言うことです。私が17歳、18歳の時には本当に何も無かつた。食い物も全くなくて、18歳というのは味覚の最も発達する時機に食う物がなかつた。今でもうまい物と言うと食べる時しか分からぬ。貧乏な食生活を平気で過ごせるおかげで長生きしていられる。皆さんの議論を聞いていても論議なんですね、現実の問題ではないんです。

⑤ フランス、アメリカ、日本など立憲主義の憲法を持っている。まだ憲法を持っていない国もあると聞いているが、世界の中で憲法はどのようにになっているのでしょうか。

緒方: 外国の憲法では日本と同じようなこういう憲法ばかりでなく、軍隊を持っている国、そういう憲法を持っている国もあります。例えば、コロンビア、ボリビアそれからコスタリカ、こういう国では日本の9条と同じような条項を持つ憲法を持っている。それは国情によって違いがありまして、いろいろな憲法がありますが、ただ、一つ付け加えるとすれば、日本国内では評判が余り良くないが、国際的に評価が非常に高い。特に9条の永久平和の原則は外国では非常に高い。例えば、1999年、オランダのハーグで開かれた「ハーグ平和アピール市民社会会議」は「公正な世界秩序のための10の基本原則」を発表、その第1原則に、各国議会は日本国憲法9条のような決議を採択すべきだと述べています。日本の憲法は世界の憲法の模範になる憲法である。

基本的人権は、1919年にドイツが第一次世界大戦に負けてワイマール憲法ができたが、ワイマール憲法の考え方方は、1915年に作られたソ連の憲法をまねした形で作られたと言われている。ですから、人権はどこの国も同じように守るという原則を憲法は少なくとも取つてゐる。

⑥ ひとつは長田さんのお話の中で9条カフェの話で、つくばに住んでいて毎週日曜日の朝ですか、図書館の反対側の広場で、なんでもいいから持ってきていいような集まりがある。私は卵を買いに行くんです。そうするととても若い人達が、家族が散歩がてら来て、買い物をしています。こうゆう場所も署名活動にいいのではと思います。それから若い方に話出来る場所としていいのではないかと思いました。もう一つ、緒方さんの話したペアテ・シロタさんのことですが、彼女の父親は当時東京音楽学校でピアノの教授をしていた。実はシロタ家の20世紀という映画があります。最後の所に緒方さんの話した9条の文章がカナリア諸島の石碑に刻みこまれている場面が映画の最後に出てきます。なぜこんなことを言うかと私はこの映画に関係していましたので、貸し出しができるかと聞きましたら、一回5万円だと言います。私はこの映画に関係してましたと言うとご相談に応じますと言ってくれました。9条の会つくばと研・学9条の会の皆さんでご相談なさって、そういう集まりをやられたらどうですか。5万円より安くなると思います。この映画であればこの人数よりは集まると思います。

⑦ 私は憲法の話を職場の皆さんと話すことが大切だと思っているのですが、小滝さんが学研労協の雇用問題で、役所で採用するのは任用で、雇用ではないので労働契約法の枠外と言うことになっている、と話されました。憲法にも国民の勤労の権利が書いてありますが、どのように職場の皆さんと話をしているのですか。

小滝：正直なところ、憲法問題とからめて職場の人と話することはそんなないです。憲法に労働基本権があると書いてあるのですが、公務員の場合は、それが制限されているという重大な問題があります。かつては労働組合はそこを重視して戦うという意思を持っていた。しかし、2年前給与削減に合意したときには、制限されている一部(協約締結権)を返してくれると民主党政権が言ったものですから籠絡されてしまった。それほど基本権を返してほしいと思っているわけです。本来自分達の持っていた権利はもつときびしく要求しなければならないと思います。

⑧ 憲法に出てくるつぶす方の壊憲の石原慎太郎という人は、私より年下なんです。軍国主義真っ盛りの時に教育を受けた世代ですが、旧制高校に入りました時に軍隊はどういうものだったかと言う話し合いをしたことがあるんです。それは私のように中学から行った人とそれから陸軍士官学校や海軍兵学校などの軍エリート学校から入ってきたのと、それから更に徴兵検査で2等兵からの軍隊というものはどういうものか知っている人と話し合った事がありまして、我々経験のない者はお話を

聞いているわけなんですけれど、その時に陸軍、海軍のエリートから入ってきた人は軍隊というところは非常によかったですと、2等兵から来られた人はあんな所はとんでもないと言う意見が真っぷたつに分かれてしまいまして、そう言う話は1回で終わりました。そういう軍隊は良かったという人が結構黙ってても居るんではないか。石原慎太郎なんていう人はそういう事をかなり露骨に言う人だと思っていますが、今私が、非常に気になるのは新しい憲法のもとで新しい教育を受けた人がどうしてそういうものに魅力を感じるのか非常に不思議なんですが、学校で憲法とかきちんと教えるんでしょうか。

緒方：今の小、中、高でも憲法を教えているはずなんです。社会科の公民で教えているはずです。担当の先生の考え方によりますので、深く教えている人とそうでもない先生と両方いる。小、中、高は指導要領がありますのでその指導要領に従って授業を展開させなければなりません。指導要領を見ても憲法についての説明はあります。全く今の子供達に教えられないというわけではないだろう。関心を持って、考えてくれているかどうか子供達の問題であって、学校教育の中では憲法教育をやっています。例えば、娘は高校時代に憲法の話を社会科の授業でやっていた。私が専門にやっていたので娘から質問を受けた。社会科の授業はとても良い成績を取っていた。これは私の影響だと思います。学校で教えられていますが、子供たちが憲法に感心を持つかどうかは全く別問題です。なぜ私達に憲法があるのか、憲法があることによってどう私達が守られているのか、そういう事を深く考えさせるような教育を展開させれば興味を持ってくれるのか、指導要領がありますからそういう指導ができるか別の問題ですが、少しでも子供達に興味を持たせるような教育をやっていけば関心を持つと思う。

もう一つ、憲法改正はどうして2/3なのでしょうか？

緒方：法律は比較的簡単に改正できる。憲法はなぜきびしくしているか。憲法はその国に一つしかない最高規範である。法律の中では三角形のてっぺんに憲法があってその憲法を受けて法律がある。法律を受けて、規則や命令なんかが来る。憲法はその国の骨格に当たるもので、これが一番基本となる法律である。国の基本はそう簡単に、特に今回の様な政治を握るものと考えによってころころ変える性質のものではない。これは硬性憲法といっていますが、憲法というのは骨格となる基本法だからそう簡単に為政者の意思で改正する事があつてはならない。結果的にそれを許せば国民の基本的人権が脅かされることになるから厳しくされている。

V 閉会の挨拶

武田 潔氏

緒方さんはじめ、6人のパネリストの皆さん、準備から今日の報告までご苦労をかけました。今日の出席者は37人でした。先ほどの発言にもありましたが、もっとたくさんの人が集まっていただけだとありました。私達は、賛同人に呼び掛けを行ってきましたが、今日、雨が降ったということもありまして、集まれない条件も重なりましたが、多くの皆さんに普及していくことに苦労しています。特に若い人、職場の人に今、憲法の危機はこういう問題ですよと分かり易く、話すことが大切なんですが、なかなかそういう雰囲気に至っていません。参院選に向けて過半数を目標に、9条の会の賛同者を広げていかなければならぬと思います。討論でもありましたが、自民党の憲法改正草案には自衛隊を国防軍にするとありますが、今、ASEAN、東南アジア諸国連合はあらそいを戦争にしないで外交で解決しましょうと変わってきています。インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナムなど東南アジア、10カ国が加盟しています。かつては、SEATO、東南アジア条約機構という軍事同盟がありましたが、今は解散していません。またアメリカ大陸の方も、ラテンアメリカ・カリブ諸島共同体が出来ています。アメリカ合衆国とカナダを除いた安全保障で、経済的な友好関係を結んでいます。こうして世界を見ると問題を解決するには外交に変わっています。安倍政権が進めている日米軍事同盟のような軍事同盟は消滅する方向に世界は動いています。今日の記録は世話を人がだしますが、それぞれの組織が今日の講演、報告と討論を生かして運動を広げてくださることを期待いたします。

VI ~アンケート結果~

1. 今日の「講演と対話の集い」は如何でしたか、ご感想をお聞かせ下さい。

- ① パネラーが多すぎて集いの焦点が拡散したきらいがある。講師は緒方氏1名か、長田氏を加えた2名くらいに絞って、中味を濃くした方が良かったように思う。
- ② 多様なお話で新しい考えを持つことができました。
- ③ まじめな発表者たちでの集まりで好感をもてた。具体的な活動の話ではなく観念的になりがちなところがやや問題か。
- ④ 憲法の基本的なこと、現状のことを知ることができてよかったです。
- ⑤ 久しぶりに「集い」に参加しました。憲法の条文を再読する必要があると感じました。
- ⑥ 現状を再認識するという意味で大変参考になりました。
- ⑦ 戦争体験者の声は貴重だと思った。

⑧ 長田氏の話:話の場をつくる。「九条カフェ」のように直接関心を持たれなかった方々と話し合える場をつくる一に共感、ひるがえって、研究機関9条の会の賛同者を募る努力が足りないことを、改めて、教えられる。このことは澤田氏も強調された。例えればJAXAの方々の参加、学生の参加を得ることが急務。

2. 憲法9条についてのお考えがあればお聞かせ下さい。

- ① 「国際紛争を解決する手段としては」という規程を削除した方がすっきりするが、そんなことを言ったら壊憲勢力に足をすくわれる。現時点では一字一句、厳密に守るべき。
- ② 個人の生けるポリシーとしての憲法9条の精神武力もたず(武力行使せず)としてではなく、あくまで客体化された概念として憲法9条を考える訓練をとくにしてこなった私としては明らかに、国家指導層や人の上に立つ者が別のポリシーとしての精神をもつべきだとして憲法改正を訴えようとする動きはわからないではない。
- ③ 憲法9条を守るべきだと思いますが、北朝鮮、中国など領海侵犯などの情勢の中で、マスコミの世論誘導が脅威です。
- ⑤ 戦争と戦後の経過を比較的よく知るものとして、現行憲法は守るべきであると考える。

3. 今後、話を聞いてみたいテーマ、または、希望する講師がおりましたらご記入して下さい。

- ① 早稲田大学教授 水島朝穂氏(講演料が高額なら断念)
- ② 東海村村長に廃炉についての話は如何ですか。
- ③ 池上彰氏:軍事問題、外交問題。とくに国家指導層たる者は(私がではないが)軍事に関して知や見識がなければならないと考えます。
- ④ 各政党の憲法に対する態度、意見、立場について。
- ⑤ 憲法の基本的人権条項について、私たちの生活と関連づけて説明を受けたい。
- ⑥ 今回の集会が「新しい試み」で、いろいろな考えが述べられなかなか興味ある会合であった。折角パネラーがひな壇に並ばれたので、今後同様な会ではパネラーの方々の話がもっと聞けるように計らってほしい。

4. 憲法9条を変えさせないために、どうしたらよいと思いますか?

- ① 妙案はない。やはり署名を地道に続けることだろうか。
- ② やはり一人一人の宣伝でしょう。
- ③ 池上彰氏に憲法9条は超先進的でよいものだから変えるべきではないと宣伝してもらう。
- ④ 潜在的賛同者は多いと思うので、署名活動に協力してくれる人は多いと思う。よって署名活動は有効であると思う。
- ⑤ 国民投票で否決できるよう9条を変えることに反対する署名を有権者の過半数の規模で集めることを全国の各地、各分野の9条の会の共通の取り組みとしてすすめる。
- ⑥ 知人や、周辺の人々とそれなりに対話をしつつ「平和」の重要性を訴えていくことでしょう。マスコミは常に権力の側

に立つものです。

- ⑦ 日常に、気軽に政治的な問題を話せるような生活環境をつくるなくてはいけない。
- ⑧ "反動"の動き、情勢の展開が急激。これに対して研究機関9条の会が"意識"して行動を強化する必要がある?

5. 筑波の研究所・大学9条の会へのご要望、ご意見など

ありましたら、ご記入下さい。

- ① 費用がかかりますが、「九条を守る」とのチラシを全戸に配布することができるよい。賛同者が隣近所の家に配布すればよい。
- ② 今後も「講演と対話の集い」を開いてほしい。

"続報" KEK九条の会による「米国未臨界核実験実施」抗議

KEK九条の会では、昨年、2012年12月6日に実施された米国未臨界核実験に対して抗議文を駐日米大使に送付しましたが(ニュースNo.33)、2013年3月11日、駐日米大使館行政参事官 ロバート S. ルーク氏より返書が届きました。以下に、返書についてのコメントを掲載します。

駐日米大使館行政参事官ロバート S. ルーク氏から の返書について 2013年4月12日 高松邦夫

私は、「未臨界核実験が国際的に核兵器開発競争を激化させ、如何なる理由を付しても、核兵器による大量殺戮と大量破壊の危険性を一層助長させるものであることを否定することが出来ません。核兵器廃絶の願いに全く逆らうものです。」と述べ抗議の意を伝えました。この抗議に対して、ルーク氏は返書で、「米国核兵器貯蔵の安全、保安及び効力を維持する努力の一環として、地下核爆発実験行うことなく、米国核安全保障局が実験を主導して来た」ことを述べ、オバマ大統領がプラハ演説で述べたことを下支えして実験を行なったもので、オバマ大統領の意思に反していない旨述べています。

米大使館参事官から返書が届いたことを多とします。しかし、返書は、我々の抗議に正面から応えたものではなく、問題を扱う角度をずらして交差させ、問題の本質を外しています。以下に返書の問題点を明らかにして、今後の運動の糧にしたいと考えます。

先ず、未臨界核実験と地下核爆発実験との間に如何程の差異があるのか、詳細を知り・語ることは、勿論、能はないことです。しかし未臨界核実験が地下核爆発実験の代替えの役割を果たしている事が実態であると捉えることができます。即ち、手持ち核兵器維

持を名目にして、性能向上のための開発研究が並行して行われている訳です。地下核爆発実験禁止を含む包括的核実験禁止条約(CTBT)が単に放射能汚染の危険を恐れて締結されたのではなく、それが核開発競争激化の無限の連鎖に世界を引きずり込み、世界を破滅に至らすことを悟り、恐れた結果からに他ありません。そもそも、安全と保安及び効力の維持を名目に実験が必要であるというのどのようなことであるか、正体が全く不明です。効力の維持とは核大国が他に対する優位性を確保する方途でしかなく、これは、オバマ大統領が言う核の無い世界を望む希望に真っ向から反する途です。オバマ大統領が、二十世紀に於いて自由のために闘い、二十一世紀には恐怖の無い世界に住む権利のために共に歩まねばならず、核兵器を使用した唯一の国としての責任と、そして、核保有大国の責任を自覚しつつ、核の無い世界実現に向かって努力する道義的責任があると述べた言葉、 "Just as we stood for freedom in the 20th century, we must stand together for the right of people everywhere to live free from fear in 21st century. And as nuclear power – as a nuclear power, as the only nuclear power to have used a nuclear weapon, the United States has a moral responsibility to act." に私達は共感して、拍手を惜しませんでした。未臨界核実験実施の途はこれの正反対の途に立つものです。

関連団体の活動

☆ 2013.6.29 (土) 13:30~16:30 筑波学院大学大教室／参加費 500円 (高校生以下無料)

小森陽一講演会 「これからの日本を考える—憲法ってなに? もし憲法が変わったら?！」

講演：13:35～ / 9条カフェ：15:30～

事務局だより

- ◎ ニュースの原稿を募集しています。
1000~1500字程度でお願いします。
- ◎ 「会」へのお問い合わせは
安田公三：TEL/Fax: 029-847-3884
武田 潔：e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp

これまでの賛同者数 828名

2013年5月31日現在

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。
<http://peace.arrow.jp/tsc/>
にアクセスして下さい。